

北海道公衆衛生学雑誌投稿規定

1. 資格

本学会の普通会員は誰でも筆頭著者として本誌に投稿できる。責任著者は会員であることを必要とし、その他の共著者も会員であることが望ましい。ただし、編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りでない。

2. 原稿の種類・構成

1) 本誌は、原則として「投稿原稿」と「会報」によって構成される。

「投稿原稿」の種類とその内容は次のとおりとする。

総説：広く文献を引用し、ある問題、分野を体系的に解説、展望、論評したもので、著者の新見識が述べられていてもそれが主体となっていないもの

原著：未発表の新しい事実、手法、理論などの報告を目的とし、別に述べる形式を具備するもの

報告：公衆衛生に関する科学的な報告であって、新見識の報告よりも実態、実践活動などの記述を主な目的とするもの

資料：公衆衛生に関する重要な記録、または公衆衛生に関係のある他分野の知見、統計、法令、官庁などの刊行物の抜粋など

オピニオン：ある問題の提起とそれについての意見の表明などの誌上討論欄

その他：編集委員会が掲載について同意した原稿(論壇、海外情報、話題、図書の紹介、会員の声など)。内容、形式は自由

「会報」とは、総会記録、理事会記録、学会案内など理事会が必要とする会務報告とする。

2) 原著の構成は、原則として次のとおりとする。報告の構成も、これに準ずる。

400字以内の要旨、3～5個のキーワード、緒言、対象と方法、結果、考察、文献の順とする。

また、対象と方法、結果、考察の章の内の項目分けは、大きい順に、1, 2, …, 1), 2), …, (1), (2), …を使用する。

3) 原稿の種類にかかわらず、原稿の最初に400字以内の要旨と3～5個のキーワードを付ける。ただし、特殊な資料やオピニオンなどはその限りではない。

4) 頁数については、組み版した結果の最大制限頁数を次のとおりとする(図表を含む)。その他の論文の最大制限頁数は編集委員会で協議する。

総説：10頁 資料：7頁

原著：7頁 オピニオン：1頁

報告：7頁

なお、組み版後の1頁の文字数の目安は和文全角で2,200字とし、図表については組み版時に必要なスペースを想定して文字数に換算する。投稿原稿の本文の文字数と換算した図表の文字数の合計が、最大制限頁数の文字数を超えないようにすること。

投稿受付時に最大制限頁数を超えている場合、査読前に制限頁数内に収まるよう修正を求めることがある。査読の過程で最大制限頁数を超える場合は、編集委員会で協議のうえで掲載できることとする。

3. 倫理的配慮

1) 研究や報告全体を通じて、プライバシーの保護に十分配慮すること。

2) 投稿原稿の内容において、ヒトを対象にした研究では、ヘルシンキ宣言ならびに文部科学省・厚生労働省の適切な指針にそって倫理的配慮がなされ、その旨が本文中に明記されていること。

3) 主の研究者は、帰属する施設の倫理委員会の承認を得ている場合は、承認した倫理委員会の名称及び承認年月日を本文中に記載すること。

4. 著作権等について

1) 他誌に発表及び投稿されていない原稿を掲載するものとする。

2) 掲載論文の著作権は学会に帰属する。

5. 投稿原稿の執筆要領

1) 原稿の様式

- (1) 原稿はパソコンを用いて作成し、A4版の用紙に横書きで、32字×25行（約800文字）で作成する。本文は通しで行番号をつける。使用するソフトはWord(Windows版)、保存形式は(.doc)フォーマット。図、表はWord(Windows版)、保存形式は(.doc)フォーマット又はExcel(Windows版)、保存形式は(.xls)フォーマット、画像の保存形式はJPEG（圧縮率は標準以下）に限るものとする。文字サイズを12ポイント、フォントを明朝体等汎用性の高いものとし、上下左右30mmの余白を付ける。
- (2) 新仮名遣いを用いて、できるだけ簡潔に記述する。
- (3) 投稿原稿は原則として和文とする。ただし、図、表、写真の説明は英文で記載してもよい。
- (4) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。
- (5) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には、必ず簡単な説明を加える。
- (6) 外来語は片仮名で書き、外国人名や適当な日本語訳のない術語などは原綴を用いる。
- (7) 図（写真を含む）および表には図1、表1などの番号をつけ、本文とは別にまとめておき、本文原稿の欄外に、それぞれの挿入希望位置を朱書きする。図についてはその題名を下部に、表については上部に記載する。図は、原図をそのまま製版に使用できるように明瞭なものとする。
- (8) 年の表記は、原則西暦を用いる。元号表記は、行政資料の名称など必要な場合のみとする。
- (9) 投稿原稿には、表紙以外の頁番号と通しの行番号を付ける。数字及びアルファベットは原則半角で記載する。
- (10) 投稿原稿の終わりに謝辞をもうけることができる。
- (11) 当該研究遂行や論文作成に際して、企業・団体などから研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた場合は、その旨を記載すること。特に利益相反がない場合には、開示すべき利益相反はない旨を記載すること。

2) 文献記載の様式

- (1) 文献は本文の引用箇所(肩こ¹⁾、^{1~5)}、^{1, 3~5)}などの番号で示し、本文の最後に一括して引用番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人目までを挙げ、4人目以降は省略して、3人の著者名と『、他』とする。
- (2) 雑誌などの略号は、邦文誌は「医学中央雑誌・収録誌目録」略名表（医学中央雑誌刊行会）に、欧文誌はIndex Medicusに従って記載する（なお、雑誌所定のものがあればこれを用いる）。
- (3) 記載方法は下記の例に従う。
 - ① 雑誌の場合
著者名. 表題. 雑誌名 発行年(西暦); 巻: 頁-頁.
1) 寺尾敦史, 小西正光, 馬場俊六, 他. 都市の一般住民におけるたばこ煙暴露状況. 喫煙の生化学的指標を用いた分析. 日本公衛誌 1995; 45: 3-14.
2) Browson RC, Chang JC, Davis JR. Occupation, smoking, and alcohol in the epidemiology of bladder cancer. Am J Public Health 1987; 77: 1298-1300.
 - ② 単行本の場合
著者名. 表題. 編者名. 書名. 発行所, 発行所所在地, 発行年(西暦); 頁-頁.
3) 古野純典. 5つのがんの記述疫学的特徴.
廣畑富雄, 編. がんとライフスタイル. 日本公衆衛生協会, 東京, 1992; 21-43.
4) Rothman KJ. Modern Epidemiology. Little Brown and Co., Boston, 1986; 56-57
 - ③ 訳本の場合
5) Rose GA. Cardiovascular Survey Methods. 2nd ed., WHO, Geneva, 1982. 重松逸造訳. 循環器調査法(第2版), 日本公衆衛生協会, 東京, 1983.
 - ④ 原則として、インターネットのホームページは引用文献としては認めない。ただし、ほかに適切な資料が得られない場合は、文献として使用してもよいこととする。その場合は、サイト名とアドレスを明確に記載し、アクセスした年月日も付記すること。
6) 厚生労働省. 国民生活基礎調査. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/> (2014年2月15日)
その他, 特殊な報告書で、一般的には入手不可能な資料は文献としての引用を差し控える。
- (3) 原著での掲載を希望する場合、250語前後の英文抄録ならびにその和訳（これは掲載しない）をつけることができる。英文抄録は表題、著者名、所属、本文の順にダブルスペースで記載する。英文抄録は最大制限頁数に含まない。
- (4) 投稿原稿には表紙を付し、表題、著者名（ふりがな付記）、所属機関名、図、表および写真等の数を書き、希望する原稿の種類、連絡者の住所、氏名、電子メールアドレス、その他の連絡事項を付記する。

6. 投稿の方法

- 1) 投稿原稿は、原則として電子投稿により行うものとし、表紙、本文、図、表、写真、投稿時チェックリスト及び著作権委譲承諾書を電子メールの添付ファイルとして送付する。図や表、写真は原稿の中に埋め込まず、本文のファイルとは別に添付する。
- 2) 諸般の事情により、電子メールにより投稿できない場合、投稿原稿の本文、図、表などすべて正1部を郵送する。その際、CD-R等に保存した本文、図、表などの電子ファイルを同封すること。

7. 原稿の送付先

1) 電子メールによる場合

電子メールの件名欄に「北海道公衆衛生学雑誌原稿」と記載し、下記のメールアドレスに送信する。
北海道公衆衛生学会 E-mail : h.koeikyo.2008@voice.ocn.ne.jp

2) 郵送による場合

封筒の表に「北海道公衆衛生学雑誌原稿」と朱書きし、下記に書留（簡易書留を含む）で郵送する。
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 北海道労働福祉会館4F 北海道公衆衛生協会内
北海道公衆衛生学会

8. 編集委員会は、投稿原稿について修正及び種類の変更を求めることがある。

9. 修正等を求められ再投稿する場合は、指摘された事項への対応を具体的に説明する回答を別につけ、指示された期間内に再投稿する。上記の期間を経過した場合は取り下げたとみなし、新投稿として扱う。

10. 投稿原稿の採否は、査読をへて編集委員会で決定する。

11. 初校は著者が原稿の控えを用いて行う。校正の際の加筆は認めない。二校以後は著者校にもとづき編集委員会が行う。

12. 掲載料は、採用された原稿一件につき四千円とし、学会理事長からの請求に基づき納付する。ただし、編集委員長が寄稿を依頼した場合は無料とする。

13. 別刷りは作成しないが、採用者本人へは、本人分の印刷原稿のPDFファイルを配布する。

14. その他本規定に関する疑義は、学会事務局（TEL 011-222-3292, FAX 011-222-3292）を通じ、編集委員会にお問い合わせください。

付 則

この規定は、2014年10月20日から施行する

この規定は、2022年1月1日から施行する

この規定は、2023年4月1日から施行する